2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の競争参加資格又は国の競争参加資格（全省庁統一）のいずれかにおいて、当該年度における「物品の販売」のＡ、Ｂ、Ｃ又はＤ等級に格付けされている者であること。
⑷　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構契約部長から取引停止にされている期間中の者でないこと。
⑸　警察当局から、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構に対し、暴力団員が実質的に経営を支配している業者又はこれに準ずるものとして、建設工事及び測量等、物品の製造及び役務の提供等の調達契約からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出及び入札説明書並びに契約条項の交付は、電子入札システム等により実施するものとする。
問合せ先　〒319―1184 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765―１　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構　契約部　契約第１課　電話080―9422―4033
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から電子入札システム又は上記３⑴の問合せ先にて交付する。
⑶　入札書の受領期限及び入札書の提出方法　令和２年７月22日15時00分までに電子入札システムを通じて提出すること。
⑷　開札の日時及び場所　令和２年７月31日15時00分　電子入札システムにより行う。
4　電子入札システムの利用　本件は、日本原子力研究開発機構電子入札システムを利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。
5　その他
⑴　契約手続に用いる言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項
①　この一般競争に参加を希望する者は、封かんした入札書のほかに、当機構の交付する入札説明書に定める入札仕様書及び必要な証明書等を入札書の受領期限までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において、入札仕様書及び必要な証明書等について、説明又は協議を求められた場合は、それに応じなければならない。
②　上記①の提出書類に基づき当該物品等の納入が可能な者であると判断した者を落札対象とする。
⑷　入札の無効　本公告に示した入札参加に必要な資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑺　その他詳細は、入札説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity ; Makoto Ego Director of Contract Department, Japan Atomic Energy Agency
⑵　Classification of the products to be procured ; 24
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased ; The purchase of laser confocal microscope for safeguards analysis , 1 set
⑷　Delivery period ; By 26 February 2021
⑸　Delivery place ; Japan Atomic Energy Agency (Appointed place)
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures ; Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall ①not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting, furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause, ②not come under Article 71 the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting, ③have been qualified through the qualifications for participating in tenders by Japan Atomic Energy Agency, or through Single qualification for every ministry and agency, ④not be currently under suspension of nomination by Director of Contract Department, Japan Atomic Energy Agency
⑺　Time limit for tender ; 15 : 00, 22 July 2020
⑻　Contact point for the notice ; Contract Section 1, Contract Department, Japan Atomic Energy Agency, 765―1, Oaza-Hunaishikawa, Tokai-mura Naka-gun Ibaraki-ken 319―1184 Japan. TEL 080―9422―4033

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和２年５月７日
経理責任者　独立行政法人国立病院機構
鹿児島医療センター院長　田中　康博
◎調達機関番号　597　◎所在地番号　46
**○第15002号（№15002）**
1　調達内容
⑴　品目分類番号　4
⑵　購入等件名及び予定数量　次の購入物品又はこれと同等の品質を有する同規格単価のものであって、「使用薬剤の薬価」（薬価基準）に収載されているもの。
医薬品１品目。品目及び購入予定数量は、入札説明書による。
⑶　納入期間　令和２年７月１日から令和３年９月30日まで。
⑷　納入場所　独立行政法人国立病院機構鹿児島医療センター
⑸　入札方法　⑵の件名ごとにそれぞれ入札に付する。入札金額については、⑵の件名ごとにそれぞれの単価を記入すること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
⑹　その他　独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下、「契約細則」という。）第22条の規定に基づき単価契約とする。
2　競争参加資格
⑴　契約細則第５条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　契約細則第６条の規定に該当しない者であること。
⑶　厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の販売」のＡ、Ｂ又はＣの等級に格付され、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。なお、当該競争参加資格については、令和２年３月31日付け号外政府調達第58号の官報の競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる申請受付窓口において随時受け付けている。
⑷　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づいて医薬品の一般販売業の許可を受けていることを証明した者であること。
⑸　購入される医薬品を経理責任者が指定する日時、場所に十分に納品することができることを証明した者であること。
⑹　契約細則第４条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有する者であること。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒892―0853 鹿児島県鹿児島市城山町８―１　独立行政法人国立病院機構鹿児島医療センター企画課長　伊藤　淳司　電話099―223―1151　内線205
⑵　入札書の受領期限　令和２年６月29日17時00分
⑶　開札の日時及び場所　令和２年６月30日10時00分　院内小会議室
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に２の⑶から⑸の証明となるものを添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。なお、入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から当該医薬品の有効性及び安全性等について説明を求められた場合はそれに応じなければならない。